

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

議 事 録

日 時 令和2年1月27日（月）
午後1時30分～3時00分

場 所 埼玉県県民健康センター 中会議室

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会議事録

- 1 日 時 令和2年1月27日(月) 午後1時30分～3時00分
- 2 場 所 埼玉県県民健康センター 中会議室
- 3 出席委員 井上尚子、小澤賢二、谷弘幸、鳥海修一、菜畠順子、
松田万知子、水村篤弘、宮崎雅人、吉田裕美子
(敬称略、五十音順)
- 4 議 題 公衆浴場入浴料金統制額の改定について

5 開 会

事務局 臼倉生活衛生副課長が開会を宣言し、保健医療部 河原塚副部長が挨拶を行った。

続いて、臼倉生活衛生副課長が各委員を紹介した。

6 定足数の確認

審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数の出席がなければ開くことができないが、委員全員の出席があり、臼倉生活衛生副課長が審議会の成立を報告した。

7 会長の選出

審議会規則第5条第1項により会長は委員の互選となっているため、臼倉生活衛生副課長が指名推薦を提案した。

谷委員から、「従前から学識経験者が会長に就任していたことから、今回も地元埼玉大学の宮崎委員に会長に就任していただきたい」旨提案があり、

満場一致で宮崎委員が選出された。

また、審議会規則第6条第1項により、会長が議長になることとされているため、宮崎会長が以後の議事の進行を行った。

8 会議の公開

審議会規則第7条により、会議は原則公開することとされているため、宮崎会長が「公開」としてよいか諮り、各委員の了承を得た。

なお、傍聴希望者が1名いたため、傍聴上の注意点を説明した。

9 議事録署名人の指名

宮崎会長が、水村委員及び谷委員に議事録署名人をお願いし、両委員の了承を得た。

10 諮問

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定申請書が提出され、知事から当審議会に対し諮問がなされているため、河原塚保健医療部副部長が諮問書を朗読し、宮崎会長に諮問書を提出した。

11 議事

〈宮崎会長〉（「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」について事務局に説明を求めた。）

〈橋谷田生活衛生課長〉（資料P.3～5に基づき、「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」を説明した。）

〈宮崎会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

〈宮崎会長〉（特に質問がないため、入浴料金統制額の改定についての審議に移った。）

〈宮崎会長〉（谷委員に申請書を提出した理由について説明を求めた。）

〈谷 委 員〉 私は東日本大震災のあった平成23年から8年間、組合の代表を務めております。この間、平成28年に千葉県浴場組合と共同でスタンプラリーを行うなど、浴場業の活性化を図ってきたところですが、浴場数の減少を止めることはできていない現状でございます。

一般公衆浴場は行政からの様々な助成策にもかかわらず、施設の老朽化と経営者の高齢化、後継者不足などにより、県内の浴場数は46軒まで減少しております。また、今年3月までに、さらに3軒の浴場が廃業予定であるとの報告を受けております。

こうした状況の中、入浴料金について当組合で協議を重ねた結果、5年振りに入浴料金の改定を求めるとの結論に達し、消費税引き上げ直前の9月末に、埼玉県知事宛に料金改定の申請を行いました。

改定を求めた理由としては主に3つございます。

1番目は、消費税増税の影響です。昨年10月から増税分として約8円程度、経費が上乗せとなっており、その分は私ども営業者が負担している状況でございます。

2番目は設備修繕費が施設の老朽化により増加しております。

そして3番目が、経営者の高齢化によって従業員を雇う必要が生じ、その結果による人件費の増加がございました。

このような理由により今回の申請に至ったところでございます。

〈宮崎会長〉（続いて、公衆浴場経営実態調査の結果と令和元年度推定収支額について、事務局に説明を求めた。）

〈橋谷田生活衛生課長〉（資料P.6～9に基づき、「公衆浴場経営実態調査の結果」、「令和元年度以降の収支状況（推計）」及び「入浴料金改定に係る試算」を説明した。）

〈宮崎会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問があればお願いいたします。

〈水村委員〉 資料7ページの過去3年間の収支状況を拝見しますと、毎年赤字ということで大変ご苦労されていることと思います。平均で毎年160万円ほどの赤字ということですが、資金繰りはどのようにされているのか教えてください。

また9ページのところで、いくつかのパターンの試算があり、経営努力が必要となるとの文言もございますが、どの部分が上がれば経営がよくなるのか、経営努力の方向性が示されているのであれば教えてください。

〈橋谷田生活衛生課長〉 まず事務局から概要を説明した上で、実態については谷委員からご発言いただきたいと思います。

まず赤字についての考え方ですが、調査した浴場のあくまでも平均でございますので、すべての浴場が赤字というわけではござ

いません。また、その赤字を埋めるために、各浴場において工夫していただいております、例えば経費節約のために廃材を用いたり、家族従業員の方の人件費を削ったりということで、なんとか経営されているという状況でございます。ただ、そういうやり方ではなかなか追いつかないところに来ているというのが現状です。

〈谷 委員〉 ただいまご説明いただいたとおり、すべての浴場が赤字というわけではございません。

新しく浴場を建てたり、大規模な修繕を行えば、お客様も増えて、なんとかやっていけます。ただし、その場合は多額の借入を行う必要があります、修繕であれば数千万円、建て替えであれば億単位の資金が必要となります。その返済の関連で、赤字になることもあります。

現状、多くの浴場は大規模な修繕も不可能であり、2、3名の家族で経営しているため、人件費にしわ寄せが生じております。ただ、経営者の多くは高齢であるため、年金収入を生活費に充てているため、なんとか経営できているという状況でございます。

〈宮崎会長〉 そのほか、事務局の説明につきまして、質問があればお願いいたします。

〈小澤委員〉 経営者の委員の方にご質問いたします。

一般公衆浴場は、自宅にお風呂がない方に加え、最近では高齢者のコミュニティの場として活用されております。

今、実際に浴場に来られるお客様のうち、自宅にお風呂のない方の割合、集いの場として利用されている方の割合について、感じている点があったら教えてください。

〈谷 委 員〉 一般公衆浴場では、さいたま市、川口市など各自治体と連携して、高齢者に対する入浴サービスを実施しております。

私が経営する浴場の状況を申しますと、利用者の約半数が高齢者です。自家風呂の普及率は95%以上と聞いておりますが、現在は自宅にお風呂があっても利用していただいている方が過半数を占めております。

〈橋谷田生活衛生課長〉 谷委員のご説明の補足でございますが、平成20年度に総務省が行った住宅・土地統計調査によりますと、埼玉県の自家風呂普及率は96.5%となっております。そこから10年ほど経過しておりますので、さらに100%に近い状況となっていると思われます。

よって、一般公衆浴場は自家風呂のない方のための施設というよりも、高齢化社会に向けた地域コミュニティの形成の場という面が強くなってきております。

谷委員のご説明のとおり、高齢者支援として入浴助成制度を設けている自治体が県内にいくつかございます。高齢者一律に無料入浴券や割引入浴券を発行しているのが9市、入浴設備のない高齢者を対象に無料入浴券を発行しているのが5市というように、県内16市において高齢者入浴助成制度を設けております。

(追加資料「市町村別の高齢者入浴助成制度」配布)

〈橋谷田生活衛生課長〉 今後の公衆浴場の役割として、高齢化社会を迎えた中で、お年寄りの方に利用していただく施設として、その重要性が増してくるものと認識しております。

〈小澤委員〉 川口市でも長寿支援課が当助成制度を行っております。

また他に、川口市では社会福祉事業団による「たたら荘」という高齢者の集いの場を複数設けており、その施設内に入浴設備がございまして、毎日、高齢者の方に利用していただいております。

しかし、各施設の老朽化が進んでおりまして、建て替えを行っているのですが、その際に入浴設備は設置しない方向で動いております。

ですから、今後、銭湯については高齢者の集いの場としての需要が増すものと思っております。

〈宮崎会長〉 そのほか、質問があればお願いいたします。

〈吉田委員〉 地元銭湯があるのかどうか改めて調べましたところ、春日部市にはありませんでした。震災時や自宅のお風呂が使用できない時のために、近くに銭湯があるかどうか調べておく必要性を実感いたしました。

そして、お聞きしたいのですが、釜の耐久年数はどの程度なのでしょうか。また、修繕対応が可能なのか、全交換が必要なのか

などについても教えてください。

〈谷 委員〉 釜は最も重要な設備ですので、その整備にあたっては県から補助金をいただいております。

耐久年数ですが、利用者数にもよりますが、概ね５年から１０年で修繕が必要になります。金額ですが、各浴場に合わせた特注釜ですと、交換費用が３００万円から５００万円ほどです。

〈宮崎会長〉 それでは他に質問がなければ、ただいまから入浴料金改定の是非について各委員からご意見をいただきたいと思います。

論点としては、引き上げの可否や必要性、業界の経営環境に対する意見及び利用者の負担増に対する意見などであろうかと思えますので、皆様のお考えをご発言ください。

〈橋谷田生活衛生課長〉 その前に、ここで改めて入浴料金改定に係る試算について、詳細に説明させていただきたいと思います。

（資料P. 8～10に基づき、「令和元年度以降の収支状況（推計）」、「入浴料金改定に係る試算」及び「全国公衆浴場入浴料金一覧表」を説明した。）

〈宮崎会長〉 事務局からすでに具体的な引き上げ額の提示がございましたが、まずは引き上げの可否、必要性について確認したいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

〈井上委員〉 企業努力をされた上で、これだけの赤字が生じておりますので、入浴料金を上げることについては賛成いたします。

〈水村委員〉 昨年10月の消費税増税から4か月が経過し、その間、経営者の方が増税分を負担しているというご説明もございましたので、入浴料金を上げることについて賛成いたします。

〈宮崎会長〉 それでは特に反対意見はないようですので、審議会として、入浴料金は改定する必要があるということによろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 引き上げ額については、すでに事務局から説明がございました。その金額について、事務局に対してご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

〈水村委員〉 事務局におかれましては、これまで関係者の方から様々なご意見を聞いていることと思いますが、事務局が把握している範囲で結構ですので、試算の案1、案2、どちらの要望を受けておられるのでしょうか。

〈橋谷田生活衛生課長〉 案1の10円の増額ですと、消費税増税分だけですので、経営者の手元に残る利益としては無いに等しい状況となります。

谷委員のご発言のとおり、一般公衆浴場の経営状況は非常に厳

しい状況にあります。よって、利益の上乗せも必要であると考え、最低ラインで案2の20円の増額が必要と事務局としては考えております。

〈宮崎会長〉 ただいま、金額について具体的な発言がございましたが、委員の方、ご意見がありましたらお願いいたします。

〈鳥海委員〉 福祉の観点から意見を申し上げたいと思います。

高齢化が進む中、高齢者の居場所づくりにご協力いただき感謝申し上げます。

ただ、高齢者ですので、負担増にならない程度の料金の増額をお願いできればと思います。今後、一人でも多くの方が利用できる施設にしていきたいと思います。

〈宮崎会長〉 公衆浴場組合としての希望額もお聞かせください。

〈谷 委員〉 組合としても1年前から検討を重ねてまいりました。各支部の代表の方にアンケート調査を実施しましたところ、20円増額の450円という案が過半数を占めました。そのほか、様々な意見が出ましたが、今後、浴場を修繕して経営してみようという若い方たちが出てくることも考えますと、ある程度の料金を設定しないと、そのような方たちのやる気を削いでしまいますので、20円増額の希望をするということでまとまりました。

また、中人料金につきましては、現状、小学生の利用者の数が

〇に近いということと、子育て支援という観点から、その料金は現状のままということでもとまっております。

〈宮崎会長〉 ありがとうございます。改定案2の20円増額を希望ということですが、これについて、委員の方、ご意見がありましたらお願いいたします。

〈橋谷田生活衛生課長〉 一点補足させていただきます。

念のための確認ですが、本審議会で答申いただく入浴料金は上限額でございますので、すべての浴場がその額にしなければならないということではございません。浴場の経営状況によって料金の据え置きも可能です。この点も念頭に置いてご検討いただければと思います。

〈宮崎会長〉 それでは、その点も含めてご意見がありましたらお願いします。

〈水村委員〉 ご説明ありがとうございました。

これまでの増税後の経緯、経営努力、そして他県との比較等、様々な状況を考えますと、改定案2の20円増額でよろしいのではないかと思います。

〈宮崎会長〉 他の委員の方はいかがでしょうか。

また、中人、小人料金は据え置きでよろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 （特に意見なし）

〈宮崎会長〉 それでは、ご意見も出そろいましたので、次のとおり答申としたいと思います。

大人料金が450円、中人料金が180円、小人料金が70円。
こちらで、よろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 （承 認）

〈宮崎会長〉 それでは、施行時期について、いつ頃になるのか事務局から説明をお願いいたします。

〈橋谷田生活衛生課長〉 施行時期につきましては、告示等の事務手続きもございますので、1か月程度いただきまして、3月3日または6日に告示を行い、周知期間を1か月程度見込みますと、令和2年4月1日頃に施行となろうかと存じます。

〈宮崎会長〉 それでは、施行時期は、令和2年4月1日を目途としてよろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 （承 認）

〈宮崎会長〉 それでは例年、附帯意見が出ていますが。附帯意見がありましたらお願いいたします。

〈各 委 員〉 （特に意見なし）

〈宮崎会長〉 特にないようでしたら、私から提案させていただいてよろしい
でしょうか

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 「公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が、保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努める」旨、意見として入れてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは、改めて答申の内容をまとめさせていただきます。

1 公衆浴場入浴料金の統制額

大人 450円

中人 180円(据え置き)

小人 70円(据え置き)

2 施行年月日

令和2年4月1日を予定

3 附帯意見

公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努めること。

よろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 答申書の作成及び知事への提出につきましては、私に一任いただきますようお願い申し上げます。

皆様には後日、答申書の写しを事務局から送付させていただきます。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

皆様方には議事進行に御協力いただきありがとうございました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

〈白倉生活衛生副課長〉 (今後の事務手続きについて説明した後、閉会を宣言した。)